

令和3年10月1日作成

緊急事態宣言の解除に伴う貸館利用について

(公財) 川崎市生涯学習財団

神奈川県内において「緊急事態宣言」が9月30日に解除になったことに伴い、川崎市の行政運営方針が示されましたので、それに基づき10月1日より施設の利用について通常の時間区分(9:00~21:00)での利用が可能となりましたのでお知らせします。

なお、10月1日をもって定数の半数程度以下の制限はなくなりましたが、感染防止対策のため、次の事項にご協力いただきますようお願いいたします。

1. フィットネスルーム・多目的ルーム・活動室の利用では、運動や合唱などを行う際には、十分な人と人との間隔(1メートル)を確保してください。また、会議室の利用では、人と人とが接触しない間隔を確保したうえでご利用をお願いします。
2. 定期的に窓を開けて、外気を取り入れる換気を行ってください。なお、換気中は外部に音が漏れないようご配慮ください。
3. プラザ入口に検温器を設置していますので、入館時の検温にご協力ください。
4. プラザ入口に消毒薬を置いていますが、適宜手洗いををお願いします。咳エチケット、マスクの着用にご協力ください。
5. 各室用の消毒用キットを用意しておりますので、利用後にご使用になった備品等を消毒のうえお戻しくください。(机・いす・ヨガマット・卓球台・ドアノブ等)
6. 風邪の症状のある方や体調不良の方、14日以内に感染拡大している国に訪問歴がある方などは参加を控えるようにしてください。
7. ロッカーの利用は中止とさせていただきます。
8. 万一の事態に備えて、参加者全員の氏名、緊急連絡先等を確認して記録しておいてください。(感染者の発生または感染の疑われる方が判明した時は、保健所等の公的機関による聞き取り調査に協力し、指示に従ってください。)